

議案第 39 号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険税条例（平成6年条例第74号）の一部を次のように改正する。

付則第16項の前の見出し及び同項中「令和4年度分」を「令和4年度及び令和5年度の各年度分」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひたちなか市国民健康保険税条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>付 則</p> <p>(<u>令和4年度分</u>の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>16 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（未就学児であるものを除く。以下「18歳未満被保険者」という。）があるとき、又は未就学児及び18歳未満被保険者以外の国民健康保険の被保険者が3人以上あるときは、当該納税義務者に係る<u>令和4年度分</u>の国民健康保険税について、規則で定めるところにより減免する。</p> <p>17 略</p>	<p>付 則</p> <p>(<u>令和4年度及び令和5年度の各年度分</u>の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>16 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（未就学児であるものを除く。以下「18歳未満被保険者」という。）があるとき、又は未就学児及び18歳未満被保険者以外の国民健康保険の被保険者が3人以上あるときは、当該納税義務者に係る<u>令和4年度及び令和5年度の各年度分</u>の国民健康保険税について、規則で定めるところにより減免する。</p> <p>17 略</p>	